

城南地区河川外 3 河川流域治水協議会 規約

(設置)

第 1 条 「城南地区河川外 3 河川流域治水協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

(目的)

第 2 条 本協議会は、気候変動による近年の激甚化・頻発化する水害に備え、城南地区河川（目黒川水系、呑川水系、古川水系、内川、立会川）、越中島川、築地川、汐留川（以下「城南地区河川外 3 河川」という）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（以下「流域治水」という）を計画的に推進するために協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

なお、事務局は必要があると認めるときは、協議会を書面または Web 形式にて開催することができる。

3 事務局は、第 1 項による者のほか、協議会の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者を協議会構成員に加えることができる。

4 協議会には、オブザーバーとして学識経験者や関係機関等に参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 城南地区河川外 3 河川で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項を実施する。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会で取りまとめた資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 協議会等の事務局は東京都都市整備局都市基盤部調整課に置く。

(規約の改定)

第7条 協議会は、この規約を改定する必要があると認めるときは、協議会構成員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1 本規約は、令和3年8月24日から施行する。

2 本規約は、令和5年3月10日に改定する。

別表 1 城南地区河川外 3 河川流域治水協議会構成員名簿

組織名	所属・職名
千代田区	環境まちづくり部道路公園課長
中央区	総務部危機管理課長 環境土木部管理調整課長
港区	街づくり支援部土木課長 防災危機管理室防災課長
新宿区	みどり土木部道路課長 危機管理担当部危機管理課長
江東区	土木部河川公園課長
品川区	防災まちづくり部河川下水道課長
目黒区	都市整備部都市計画課長
大田区	都市基盤整備部都市基盤管理課長
世田谷区	土木部豪雨対策・下水道整備課長
渋谷区	土木部道路課長
杉並区	都市整備部土木計画課長
三鷹市	都市整備部緑と公園課長
東京都総務局	総合防災部計画調整担当課長 総合防災部防災対策課長
東京都都市整備局	都市基盤部施設計画担当課長
東京都建設局	河川部中小河川計画担当課長 河川部低地対策専門課長 河川部防災課長
東京都下水道局	計画調整部再構築・浸水対策推進担当課長